

# 青森市企業局指名停止業者

(令和5年8月31日付)

## 1 指名停止業者

(有)山草園 代表取締役 成田 正衛

## 2 指名停止期間

令和5年9月1日から令和6年8月31日まで(12箇月間)

※指名停止期間については、青森市企業局指名競争入札参加資格業者指名停止要領別表2第3号(契約違反)の規定を適用し、12箇月間とした。

## 3 指名停止理由

(有)山草園は、令和5年7月12日に本市企業局と契約締結した「横内浄水場支障木処理業務委託」において、令和5年8月25日に付けで契約解除の申出書を提出し、自らの責に帰する理由により委託業務を実施する見込みが明らかでないこと認められることから、令和5年8月25日付けで、本市企業局は、「横内浄水場支障木処理業務委託契約書」第13条の2第1項第2号の規定に基づき、当該契約を解除した。

このことは、青森市企業局競争入札参加資格業者指名停止要領別表2第3号に掲げる措置要件に該当すると認められることから、指名停止の措置を行うものである。